

平成 25 年 7 月 1 日版

雨水活用（貯留・浸透・利用）施設

適格認証審査マニュアル

(Status of Rainwater Advantage : SoRA)

(通称そら「空」)

平成 25 年 7 月

公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会
適 格 認 証 分 科 会

目 次

1. 目的と背景	1
2. 用語の定義	3
3. 特長	4
4. 対象	5
5. 手続き	7
6. 認証基準	14
6.1 適格認証	14
6.2 竣工後現地確認	17
7. 審査基準	20
7.1 審査項目	20
7.2 審査内容	22
8. 認証審査費用	27
参考資料	28
1. 適格認証委員会名簿	29
2. 対面審査実施要領	30
3. 適格認証提出書類チェックシート	32

1. 目的と背景

適格認証システムは、民間開発及び学校・公園等の公共施設等に雨水活用（貯留・浸透・利用）施設を設置する事業に対して、第三者機関が認証を与えることにより、流出抑制や地下水涵養等による水循環の再生を広く普及・推進することを目的とする。

具体的には、

1. 社会や環境への貢献を目的とした雨水流出抑制、地下水涵養を積極的に取り込んだ事業計画及び雨水利用をまちづくりの中に反映させる。
2. 第三者機関によって審査し、優れた事業の取組みとして認証し公表することを目的としたシステムである。

（解説）

雨水の流出抑制に係わる現行指導は、計画対象降雨を定めその放流量を規定し、所定の対策量を確保する指導が中心である。この現行指導の課題を以下に示す。

- 1) 雨水の浸透効果を評価した事例が少ない。

雨水浸透施設は、「目に見えない」こともあり、浸透施設による雨水流出量のベースカット効果、土地の活用、地下水涵養等の視点で計画・設計を実施した事例が少ない。

- 2) 雨水活用施設の機能の検証がされていない。

雨水活用施設の効果をモニタリングし、その機能が確実に維持されていることを検証した事例が少ない。

- 3) 周辺環境や地域社会への配慮した雨水活用施設として評価していない。

雨水活用施設は、対策量を優先した計画であり、雨水流出抑制による周辺地域への貢献、地域との連携などのまちづくりやコミュニティの醸成としての視点で設置した事例が少ない。

- 4) 行政指導対策基準を満足する流出抑制対策しか実施していない。

現行制度では、コスト優先の流出抑制対策が主流であり、その行政対策基準が雨水活用施設の最高水準として認識されている。

以上の課題を改善するため、雨水活用施設を水循環の視点より積極的に取り組んでいる事業に第三者機関の認証を与え、事業者の社会貢献に光をあてることが適格認証システムの創設の基本概念である。また、まちづくりの中で雨水活用施設を積極的に取り入れることにより、施設の普及推進につながるものと考えられる。

適格認証システム（以下「適格認証」と称す）の目的は、都市計画法による開発許可制度や学校・公園に設置される雨水流出抑制対策を第一義として、そこに雨水の活用を含めた総合的な水循環の再生に寄与する事業をまちづくりの中に生かすことである。

民間開発事業には、宅地造成、工場、商業・余暇施設、マンション建設等、様々な開発がある。また、自治体では、学校・公園等の公共施設を中心に流出抑制や雨水利用を推進している。適格認証とは、上記の雨水活用施設の配置計画、流出計算等の施設の計画・設計段階でその性能及び効果を評価し、あわせて施工から事業完了後の維持管理方法が確立しているかどうかまでを総合的に審査するシステムである。

適格認証の全体像を図 1-1 に示す。

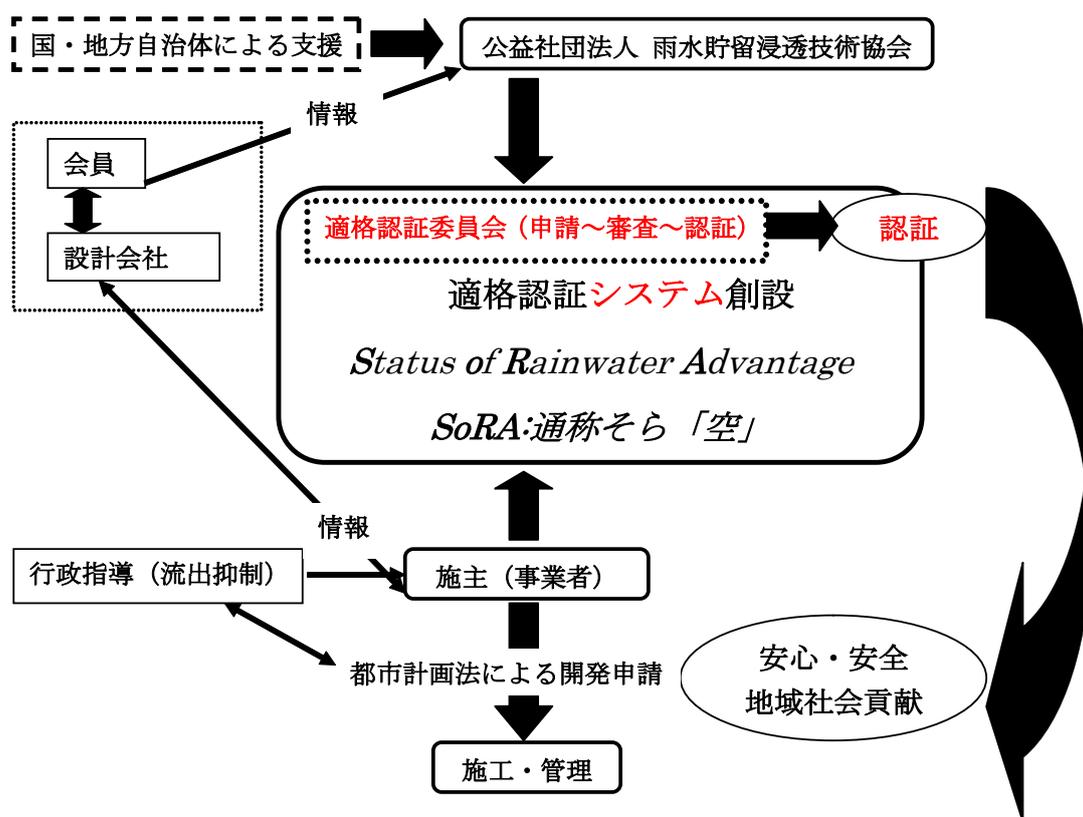


図 1-1 適格認証の全体像

総合的な水循環の再生事業とは、事業対象地の地形、地質、排水条件等により、都市が自然にもっていた水の循環機能を再生することであり、その手段として「雨水流出抑制」、「地下水涵養」、「雨水利用」等がある。さらに、これらを雨水活用施設として認証を与えるシステムの推進は、地域社会に対する安心・安全なまちづくりにつながり、地域社会とのコミュニティ醸成への寄与が期待できる。

本マニュアルは、適格認証を行う認証基準と審査方法について、その基本的な考え方を示すものである。

2. 用語の定義

本マニュアルで用いる用語は、以下のように定義する。

1) 適格認証制度 (*Status of Rainwater Advantage* : 「SoRA」と称す)

適格認証制度とは、民間開発や学校・公園に設置される雨水流出抑制対策を第一義として、そこに雨水の活用を含めた総合的な水循環の再生に寄与する事業をまちづくりの中に生かすことができる制度である。事業者の自主性により自治体の行政指導対策量を上回る雨水活用施設に対して、第3者機関が認証を与えるものである。

2) 雨水活用施設

適格認証の審査対象施設で、雨水貯留施設、雨水浸透施設、雨水利用施設を総称した施設をいう。

3) 雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設は、当該敷地内に降った雨が敷地外に流出する雨水量の一定量を減ずるための施設をいう。雨水貯留施設、雨水浸透施設がこれにあたる。

4) 雨水貯留施設

雨水の流出抑制を目的として設置するオンサイト（現地設置）型の雨水貯留施設をいう。

雨水の一定量を貯留し、少しずつオリフィスを経由して敷地外に放流することで、流出抑制の効果を得る施設である。

5) 雨水浸透施設

雨水の流出抑制を目的として設置するオンサイト（現地設置）型の雨水浸透施設をいう。

雨水を土壌に浸透させ、敷地外へ流出する絶対量を減じることで流出抑制効果を得る施設である。

6) 雨水利用施設

上記の4)、5)とは別に雨水を流出抑制等の治水目的ではなく、利水目的として、散水やトイレの洗浄、非常用水として利用する貯留タンク又は貯留槽を雨水利用施設という。なお、雨水利用施設は、雨水貯留施設と一体構造となる施設もある。

7) 行政指導対策量

自治体の開発指導要綱または、水理計算により指導している当該対象自治体で最低限必要な流出抑制量をいう。一般的には、行政指導対策量を確保できる流出抑制施設を計画・設計している場合が多い。

8) 流出抑制目標

本マニュアルにおける流出抑制目標は、行政指導対策量と流出抑制目標の比率で表し、適格認証ランク分けを行う。また、流出抑制目標は、当該地域の流域及び降雨特性に応じて、事業者の自主性により設定する。

9) 絶対条件ポイント・加点ポイント

適格認証に最低限必要なポイントである。また、加点ポイントは、事業者の自主性により、地域の貢献度に応じて加点するもので、本マニュアルの中では試行的に運用して特に優れた雨水活用施設のランクアップを目指す目的で設定している。

3. 特長

適格認証の特長は、下記のとおりである。

- 1) 開発事業における雨水活用施設を多角的に評価する制度である。
- 2) 雨水活用施設の優れた取り組みを第三者機関が公平・公正に評価する制度である。
- 3) 事業者の姿勢、計画内容等を公表することにより、事業者のまちづくりや地域貢献の考え方を明確にして社会的な認知をはかる制度である。
- 4) 計画時だけでなく施工段階や工事完了後においても、環境への配慮や維持管理が行われるかを明確にすることを求めた制度である。
- 5) 規制的手法ではなく、誘導的手法により事業者の自主的な取り組みを尊重する制度である。

(解説)

適格認証のメリットを行政、事業者、設計・施工、住民の視点で整理すると以下のとおりである。

1) 行政側

- 行政指導対策量以上の施設が設置されることにより、安全な地域環境が形成できる。
- 専門的な知見により施設の効果がチェックでき、機能の維持管理が向上する。

2) 施主（事業者）側

- 集中（ゲリラ）型豪雨への対策に貢献できる。
- 行政指導対策量を上回る流出抑制を実施するため、周辺地域へ貢献できる。
- 周辺地域全体の治水安全度が向上し、近隣住民との融和対策となる。
- 住宅販売等にあたり、地域社会への貢献度を把握することで大雨に対する優れた備えとして差別化ポイントの一つとなる。

3) 設計・施工側

- 設計時に適正な目安（目標）等が指導提供され、容易な計画・設計が可能となる。
- 施設の配置計画、雨水流出抑制計算等、専門的なチェックができ安全な設計となる。
- 施工計画、工事状況を専門的にチェックされることで安全・安心な施設となる。

4) 住民側

- 雨水の流出抑制施設の設置状況及び時間降雨と浸水有無の関係が認識できる。
- 雨水利用による水道料金の軽減につながる。
- 雨水利用施設は、災害時の防火及び非常用水として活用できる。
- 大雨の時にも、雨水貯留施設対策量が大きいことで安心感がある。

以上より適格認証は、まちづくりや地域貢献という視点で見ると、治水安全度及び社会環境の向上に寄与する制度として、事業者の開発や環境に取り組む姿勢が明確にランク分けでき、宣伝材料等として大きな付加価値を生むと考えられる。

4. 対象

適格認証の対象は、全ての雨水活用施設とする。

(解説)

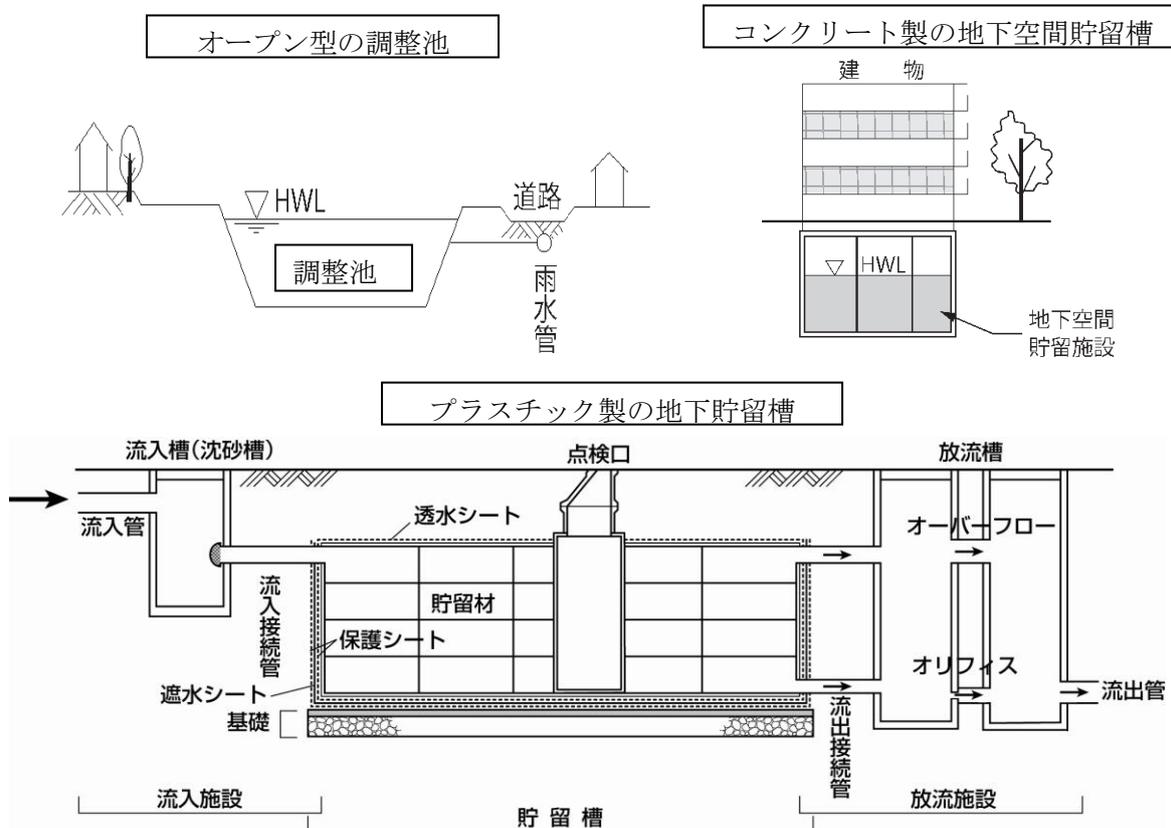
適格認証の対象は、都市計画法による開発許可制度及び、それに準ずる目的で設置する雨水活用施設や学校・公園等の公共・公益施設に設置する雨水活用施設とする。

また、開発対象規模等の条件は下記のとおりである。

- 1) 概ね 1,000 m²以上の敷地での開発において雨水流出抑制対策等を行うことにより、社会や環境への貢献を目指す事業及びその事業者を対象とする。
- 2) 上記事業の開発段階（計画・設計・施工）にあるものを対象とする。
- 3) 開発や建築物の用途や、事業者が民間・公共であるか等は問わない。
- 4) 事業工期を分割する場合、各事業工期における審査も可能とする。
- 5) 建築物の場合は、新築・増改築を問わない。

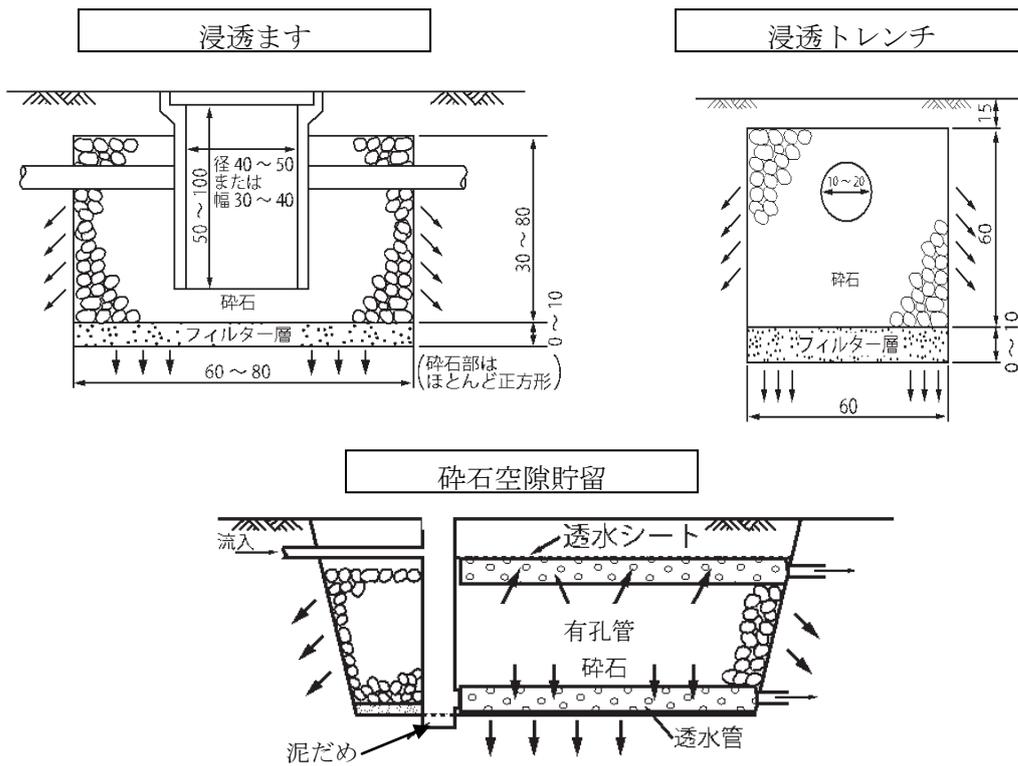
また、適格認証の対象となる雨水活用施設は、行政指導の対策基準を上回る下記の施設である。

【雨水貯留施設（イメージ図）】

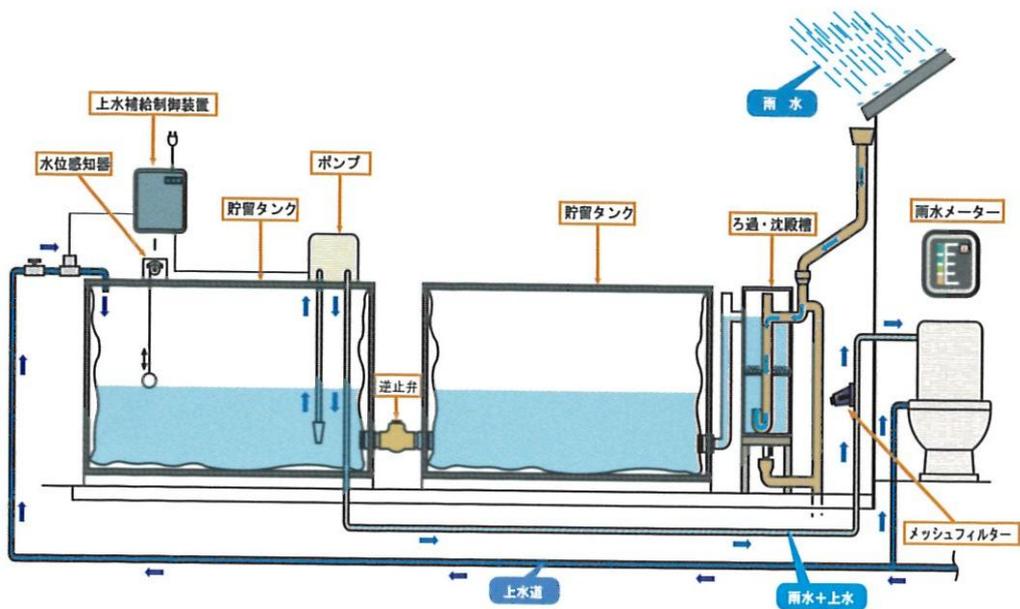


※貯留槽が浸透型の場合は、遮水シートおよび保護シートが透水シートとなる。

【雨水浸透施設（イメージ図）】



【雨水利用施設（イメージ図）】



5. 手続き

適格認証の手続きの流れは、下記に示すとおりである。

- 1) 事前相談～ 2) 研修受講～ 3) 審査申込み～ 4) 書類審査～ 5) 対面審査～
- 6) 改善対応確認～ 7) 適格認証ランク分け（計画・設計）～
- 8) 竣工後現地確認（施工・維持管理）～ 9) 竣工後認証確認～ 10) 更新

（解説）

適格認証の手続きフローを図 5-1 に示す。手続き上のポイントは、以下のとおりである。

1) 事前相談

事務局は、事前相談時に適格認証対象施設の設置場所の確認を行う。また、事業内容のわかる資料（設計概要書）等の提出要請を行う。事業者の雨水活用施設に関する事業への取り組み状況や流出抑制目標について確認し、今後の手続き手順を説明する。

2) 研修受講

申請者が、適格認証の審査の視点とポイントを理解し、施設の計画・設計に反映させることを目的に実施する。原則として開発申請の責任者、もしくは、責任者より指名された代理人が受講する。研修は、雨水流出抑制及び雨水利用の基本的な考え方を説明して、最後に質疑・応答形式のヒアリングを実施する。また、今後の手続き方法について説明する。

3) 審査申込み

適格認証の**様式-1** 適格認証審査申込書、**様式-2** 適格認証事前調査書、**様式-3** 適格認証自己チェックシートに加え、以下の提出書類を揃えて審査を申し込むものとする。なお、この段階で事業者登録及び事業登録が完了する。

- ①雨水排水計画書（公共団体に提出しているもの。提出予定のものでも可。）
- ②雨水流出抑制施設設計算書（公共団体に提出しているもの。提出予定のものでも可。）
- ③ボーリング柱状図
- ④雨水排水計画平面図
- ⑤雨水排水断面図
- ⑥雨水貯留・浸透施設の標準図及び数量一覧表
- ⑦建物立面図
- ⑧現況写真（当該敷地および周辺の状況）
- ⑨事業計画に関して既に公開されている資料（パンフレット等） 他

申込み後、事務局は、審査員一名を指名し申請者の承諾がとれ次第、一連の審査手続きを開始する。

4) 書類審査

申込み時の提出書類に基づき、雨水排水計画の内容を把握し、対面審査での確認事項を整理する。この時点で対面審査の実施日時を申請者に通知する。

5) 対面審査

申請者側から責任者及び担当者一名以上が出席し、対面審査実施要領（参考資料 2）に従い実施する。

対面審査では、申込み時提出書類で適合可否を判断できなかった事項について、資料確認とヒアリングにより実施する。また、責任者に対して事業コンセプト、実施方針、実施体制等について確認する。

対面審査の結果は、**様式-4**の適格認証指摘事項に改善点等を整理して通知する。

6) 改善対応確認

対面審査により計画内容に改善事項が指摘された場合、修正した雨水排水計画書及び雨水流出抑制施設計算書を提出する。なお、改善の対応は原則 1 回とする。

7) 適格認証ランク分け（計画・設計）

適格認証審査委員会において、事務局による審査結果等をもとに適格認証ランクを決定し、委員会の承認を得る。承認後、「適格認証計画・設計審査合格書」を発行する。この合格書は、施工前の計画・設計段階でのものであり、竣工後に発行される「適格認証書」の受付票になる。

8) 竣工後現地確認（施工・維持管理）

雨水排水工事が完了した段階で、事務局は現地審査の確認審査項目に従い、現地調査して計画・設計図面と同等の施設施工が実施されたかどうかを確認する。また、維持管理マニュアルに基づき、維持管理体制、維持管理内容が適正かどうかを確認する。

9) 竣工後認証確認

竣工後現地確認後、最終的な「適格認証書」の発行を行う。なお、「適格認証計画・設計審査合格書」発行から施工完了までの期間において、または、申請者側から計画・設計内容の変更が提出された場合、事務局はその是正措置を行う。

10) 更新

適格認証書の有効期限は、認証書発行の期日より 5 年間とする。また、5 年以降については、現地調査及び管理報告書等により、雨水活用施設の維持管理状況等を確認し、適格認証の更新手続きを行うものとする。

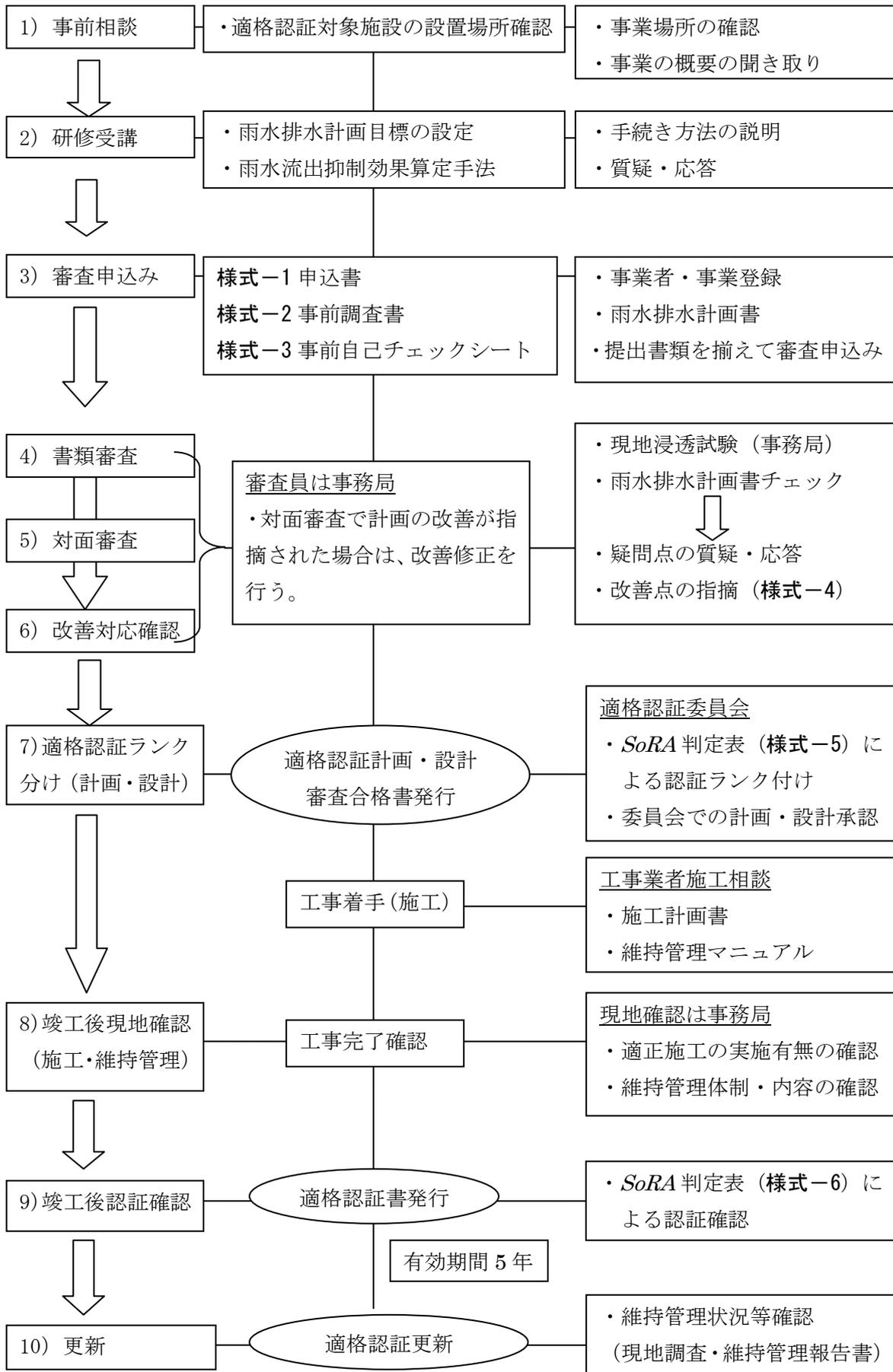


図 5-1 適格認証の手続き手順

雨水活用施設		平成 年 月 日		
様式－1 適格認証審査申込書 (事業者登録・事業登録)				
事業者登録	施主（事業者）名			
	所在地			
	代表者氏名			
	担当者氏名			
	連絡先（TEL・e-mail）			
事業登録	事業名称等	事業名称		
		所在地		
		事業面積（ha）		
		事業用途		
	雨水活用施設概要			
	雨水排水設計者	事業者名		
		連絡担当者		
		連絡先	所在地	
			TEL/FAX	
	e-mail			
	雨水排水施工者	事業者名		
		連絡担当者		
		連絡先	所在地	
			TEL/FAX	
	e-mail			
	開発申請者	事業者名		
		連絡担当者		
連絡先		所在地		
		TEL/FAX		
	e-mail			
事業体制 事業スケジュール	事業体制			
	事業スケジュール			

雨水活用施設		平成 年 月 日		
様式一2 適格認証事前調査書（事業概要）				
事業の名称				
所在地				
事業用途				
開発面積・集水面積（ha）	開発面積	集水面積		
雨水流出抑制方法	雨水貯留	雨水浸透	雨水貯留浸透	
開発地工種別面積	建物			
	透水性舗装			
	緑地・裸地			
	間地			
開発前平均流出係数				
開発後平均流出係数				
行政指導による雨水対策量 （雨水流出抑制協議自治体）				
放流条件等	自然流下			
	余水吐き			
	ポンプ			
雨水利用施設規模	雨水タンク			
	雨水貯留槽			
	その他			
雨水排水とまちづくり				
設計者	事業者名			
	連絡担当者			
	連絡先	所在地		
		TEL/FAX		
e-mail				

雨水活用施設

様式－3 適格認証自己チェックシート

審査項目	連番	審査基準	審査事項	審査結果			審査時必要書類例
				はい	いいえ	わからない	
1 目標設定	1	事業地区自治体指導の把握	事業地区の自治体の雨水流出抑制の指導基準を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・開発面積と集水面積把握
	2	土地利用と面積の把握	事業地区の土地利用計画図を作成していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・土地利用計画図 ・土地利用面積表 ・開発面積と集水面積把握
	3	放流条件の把握	事業地区から排水できる量（許容放流量）を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・放流先下流の現況流下能力 ・自治体の許容放流量
	4	土壌の飽和透水係数の把握	事業地区の土壌の飽和透水係数を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・浸透適地マップ ・柱状図（地質・地下水位） ・浸透試験結果
	5	計画対象降雨の把握	事業地区の計画対象降雨を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・降雨強度式
2 計画・設計・施工・維持管理・雨水利用	6	計画・設計責任者の明確化	計画・設計の責任者は明確ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雨水排水計画書 ・雨水流出抑制施設計算書
	7	流出抑制対策方法の把握	目標となる流出抑制対策に応じた効果の評価手法で計算していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	8	流出抑制施設の配置計画の把握	流出抑制施設に雨水が集水可能な配置計画になっていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	9	流出抑制量の把握	目標値を上回る流出抑制施設を設置していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	10	水循環機能の把握	雨水浸透機能の効果を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	11	雨水利用の把握	雨水利用効果を把握していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雨水利用計画書
	12	施工責任者の明確化	施工の責任者は明確ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・施工計画書
	13	施工予定期間の把握	施工期間が明確であり、浸透施設の降雨時の対応が明確に決められていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	14	施工方法の把握	施工手順、施工工程及び安全対策が明確に決められていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	15	維持管理体制の把握	引き渡し後の維持管理の責任者は明確ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・維持管理マニュアル等
16	維持管理方法の把握	維持管理規定を作成していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

雨水活用施設

様式－４ 適格認証指摘事項（事務局用）

審査項目	連番	審査基準	審査事項	指摘事項
1 目標設定	1	事業地区自治体指導の把握	事業地区の自治体の雨水流出抑制の指導基準を把握していますか	
	2	土地利用と面積の把握	事業地区の土地利用計画図を作成していますか	
	3	放流条件の把握	事業地区から排水できる量（許容放流量）を把握していますか	
	4	土壌の飽和透水係数の把握	事業地区の土壌の飽和透水係数を把握していますか	
	5	計画対象降雨の把握	事業地区の計画対象降雨を把握していますか	
2 計画・設計・施工・維持管理・雨水利用	6	計画・設計責任者の明確化	計画・設計の責任者は明確ですか	
	7	流出抑制対策方法の把握	目標となる流出抑制対策に応じた効果の評価手法で計算していますか	
	8	流出抑制施設の配置計画の把握	流出抑制施設に雨水が集水可能な配置計画になっていますか	
	9	流出抑制量の把握	目標値を上回る流出抑制施設を設置していますか	
	10	水循環機能の把握	雨水浸透機能の効果を把握していますか	
	11	雨水利用の把握	雨水利用効果を把握していますか	
	12	施工責任者の明確化	施工の責任者は明確ですか	
	13	施工予定期間の把握	施工期間が明確であり、浸透施設の降雨時の対応が明確に決められていますか	
	14	施工方法の把握	施工手順、施工工程及び安全対策が明確に決められていますか	
	15	維持管理体制の把握	引き渡し後の維持管理の責任者は明確ですか	
	16	維持管理方法の把握	維持管理規定を作成していますか	

6. 認証基準

6.1 適格認証

雨水活用施設の適格認証は、申請者より提出された雨水排水計画書等に基づき、竣工前の *SoRA* 判定表（様式-5）により、ポイント換算して下記の認証ランク分けを行い、適格認証審査委員会の承認を得る。

- 1) 適格施設 : A (適) 判定
- 2) 適格 (良) 施設 : AA (良) 判定
- 3) 適格 (優) 施設 : AAA (優) 判定

(解説)

雨水活用施設の適格認証フローを図 6-1 に示す。適格認証は、雨水排水計画書等より、施設の計画・設計について事務局で審査し、適格認証審査委員会に諮り承認を得る。

事務局は、委員会での承認後、適格認証計画・設計合格書を発行する。

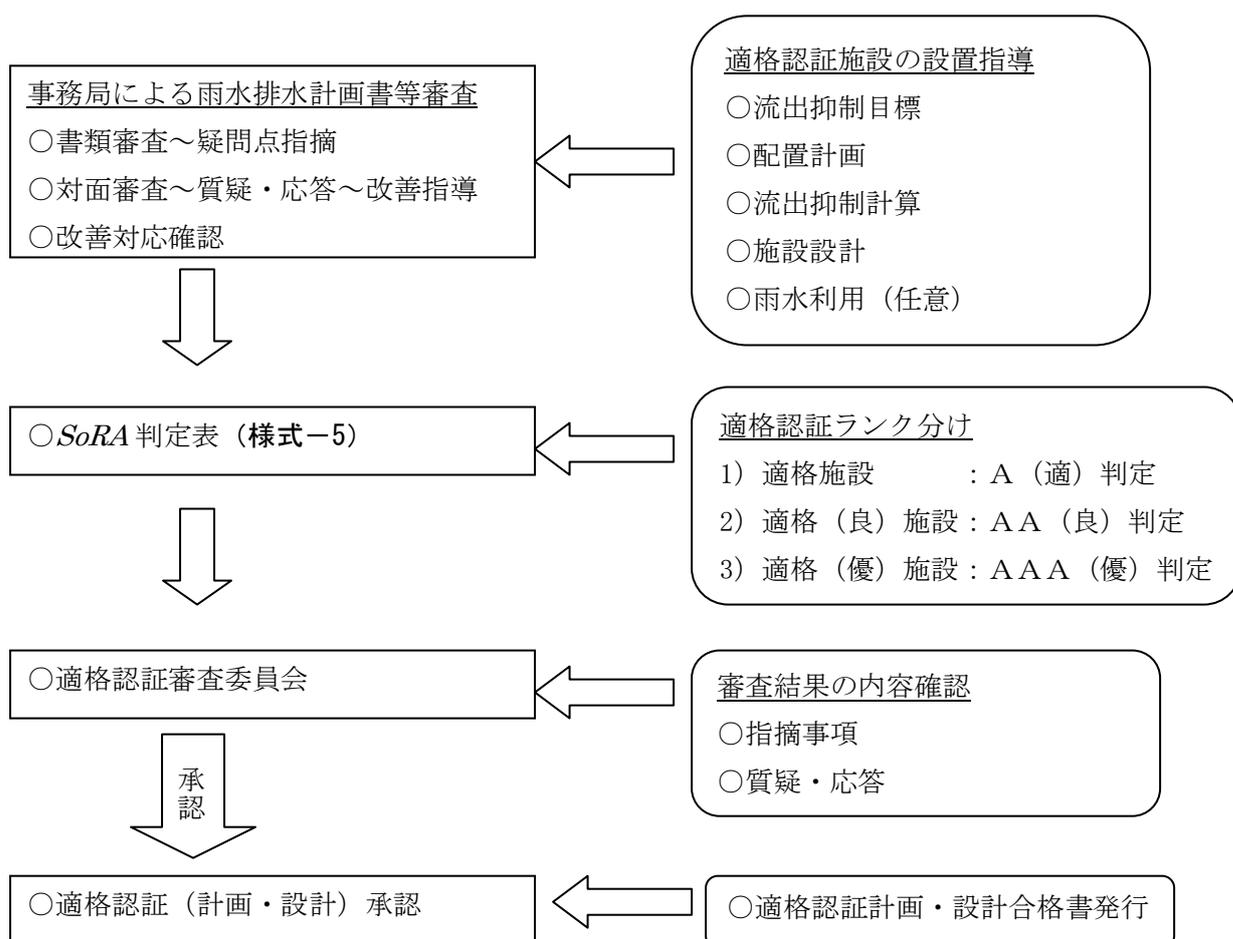


図 6-1 雨水活用施設の適格認証フロー

1) 適格認証審査

適格認証審査は、開発申請時の雨水排水計画書、雨水流出抑制施設計算書及び雨水利用計画書に基づき実施する。この中で、雨水の流出抑制目標、配置計画、流出抑制計算、施設設計図面、雨水利用効果等の項目に不備がないかについて指導確認を行う。

2) SoRA 判定表によるランク分け

雨水活用施設の適格認証の判定は、**様式-5** に示す SoRA 判定表に基づき、審査結果についてポイント換算して適格認証のランク分けを行う。本マニュアルにおける認証は、絶対条件として事務局より適格認証のAランクまでの指導を実施する。

3) 適格認証審査委員会における判定基準

適格認証審査委員会では、雨水活用施設について、地域貢献やまちづくりの視点で審査する。また、審査の判定基準は下記のとおりである。

①審査書類

- ・雨水排水計画書、雨水流出抑制施設計算書及び雨水利用計画書
- ・書類審査、対面審査より指摘された改善点
- ・その他事業公開（パンフレット）等資料

②判定内容

- ・審査員の結果報告に疑問点、適格認証に不可欠な是正項目がないか
- ・事業のビジョン・コンセプトに対する姿勢が明確か
- ・総合的視点で、流出抑制及び雨水利用の認証にあたり重大な問題はないか

様式－5

SoRA判定表(適格認証:事務局用)

申請物件名										
申請住所										
確認項目						認証ポイント	絶対条件	加点ポイント	加点条件	
I. 行政対策量(行政協議資料添付)										
	・施設対策量		m ²							
	・必要行政対策量		m ²							
	(申請行政: 板橋区・東京都)									
	・施設対策量/行政対策量		<	1.2~1.4	yesで50点	／50				
			<	1.4~1.6			20点			
			<	1.6~			30点		／30	
II. 排水施設配置計画(平面図・断面図・構造図を添付)										
	・建築物・基礎・隣地境界との離隔				} 全てyesで 10点	／10				
	・流入・流出管の位置・高さ									
	・集水計画・配置計画									
	・耐圧強度照査により、適用範囲内									
AまたはBを選択										
A 浸透施設の場合										
	・浸透施設の配置位置				} 全てyesで 10点	／10				
	・浸透施設同士の離隔									
B 貯留施設の場合										
	・流入施設・流出施設が適切か				} 全てyesで 10点	／10				
	・点検施設の設置									
	・点検施設・点検施設の設置									
III. 浸透施設効果量										
	・飽和透水係数採用値		m/hr							
	・行政指導値		m/hr				10点		／10	
	・現地浸透試験実測値		m/hr							
	・浸透施設浸透強度									
	5mm/hr未満		mm/hr				5点			
	5mm/hr以上						10点		／10	
IV. 維持管理										
	・管理者が維持管理を実施するとの誓約書の提出				} 全てyesで 10点	／10				
	・維持管理マニュアルの提出									
V. 雨水利用施設										
	・雨水利用施設の設置									
	散水利用(植栽・車の洗浄等)						10点			
	中水利用(トイレの洗浄水・防災用水等)						15点			
	非常時において、雨水利用施設を近隣住民が利用できること						20点		／20	
VI. 環境・近隣への配慮										
	・近隣住民への説明がなされているか				10点	／10				
	施工時において騒音対策と環境への配慮がなさせているか						10点		／10	
	・緑化への配慮がなされているか				10点	／10				
	(財)都市緑化機構が運営する「SEGES」への申請						20点		／20	
ポイント合計(評価)							／100		／100	
									／200	
判定基準	絶対条件ポイント100/100(事務局指導)		適格施設		➡	A判定				
	加点条件ポイント100~150/200		適格(良)施設			AA判定				
	加点条件ポイント150~200/200		適格(優)施設			AAA判定				

6.2 竣工後現地確認

雨水活用施設の竣工後の現地確認は、申請者より提出された施行計画書及び維持管理マニュアルに基づき、竣工後に *SoRA* 判定表（様式-6）に基づき、下記の項目について現地調査により確認する。

- 1) 雨水活用施設の機能確認
- 2) 雨水活用施設の施工状況確認
- 3) 雨水活用施設の維持管理体制と安全対策の確認

（解説）

雨水活用施設の竣工後の審査フローを図 6-2 に示す。竣工後確認は、雨水活用施設の施工計画書及び維持管理マニュアルより、現地調査を行い確認する。なお、竣工後現地確認は、自治体による開発事業の検査後（自治体の検査済み証発行後）に実施する。

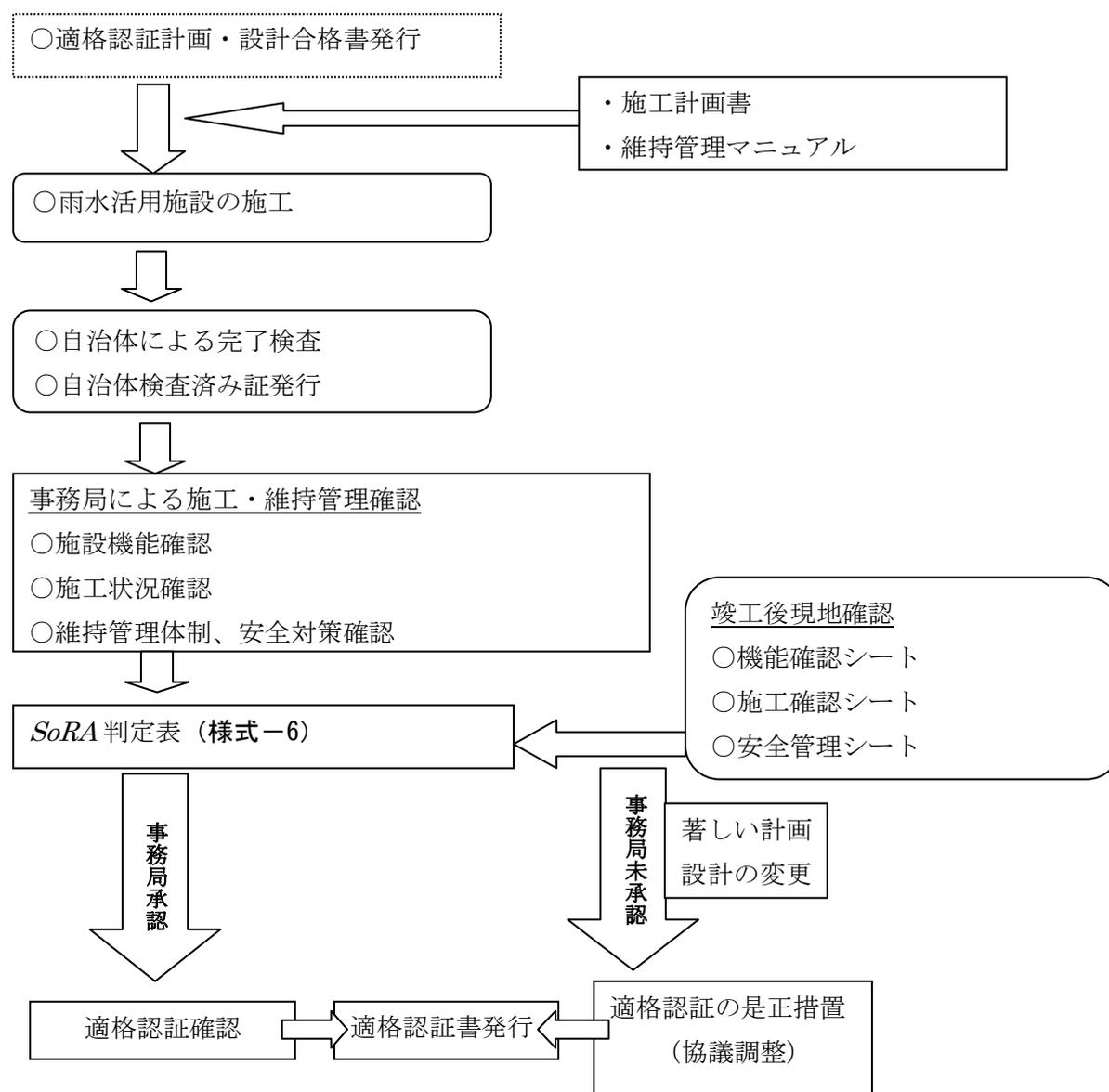


図 6-2 雨水活用施設の竣工後現地確認フロー

1) 竣工後現地確認

竣工後認証確認は、雨水活用施設の施工計画書及び維持管理マニュアルにより審査することを基本とする。また、自治体検査完了書類及び検査済み証を提出する。

2) 事務局における判定基準

事務局では、雨水活用施設の施工にあたり、施工計画書、施工写真等に基づき、施設機能と性能について施工後に確認する。また、完了後の維持管理の体制や内容について確認する。

①判定方法

事業が竣工した後に審査員が申請者立会いのもと現地確認を行い判定する。

②判定内容

- ・雨水活用施設が事業コンセプト、計画内容通りの施工がなされていること。
- ・施工段階における状況の確認（施工写真等）

3) 判定結果（SoRA 判定表による）

雨水活用施設の確認判定は、**様式-7** に示す SoRA 判定表に基づき、項目ごとに現地調査を行い確認する。

4) 適格認証確認

雨水活用施設の竣工後確認で計画・設計時と同等の規模、材料で施工が完了した場合は、「適格認証書」の発行を行う。

5) 適格認証の是正措置

適格認証計画・設計合格書の内容に変更が生じる場合は、申請者は、その変更に関わる工事に着手する前までに、速やかに変更の届出をして事務局が確認を行う。

変更の届出が必要な場合は、以下のとおりとし変更の状況を確認して、適格認証の可否を判断する。この場合、適格認証の是正措置について協議する。

- ①事業コンセプトや各種設計図面の大幅な変更がある場合
- ②環境や地域社会への配慮の程度が事前計画に比較して低下する場合

様式-7

SoRA判定表(竣工後適格認証:事務局用)

申請物件名	
申請住所	

雨水貯留施設 (検査済み証添付)		
確認項目	確認	指摘事項等
I. 雨水貯留施設の機能確認(出来高計測写真等添付)		
・計画水深 現地実測より求めた計画水深の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・のり面勾配 現地実測より求めたのり面勾配の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・対策量 雨水貯留施設の対策量と完成施設対策量の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・オリフィス オリフィス形状と高さの現地確認	<input type="checkbox"/>	
・余水吐き 余水吐きの形状と高さの現地確認	<input type="checkbox"/>	
・放流管 放流管形状と高さの現地確認	<input type="checkbox"/>	
・流入部 流入管形状と高さの現地確認	<input type="checkbox"/>	
・堆砂量 堆砂施設の現地確認	<input type="checkbox"/>	
II. 雨水貯留施設の施工(平面図・断面図・構造図、施工写真を添付)		
・構造物 クラック、遮水等の施工確認	<input type="checkbox"/>	
・構造物周辺 締め固め状況の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・施工写真 使用材料の確認	<input type="checkbox"/>	
III. 安全管理		
・点検施設 点検孔等の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・安全柵等 安全柵設置の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・看板等 看板設置の現地確認	<input type="checkbox"/>	
雨水浸透施設 (検査済み証添付)		
確認項目	確認	指摘事項等
I. 雨水貯留施設の機能確認(出来高計測写真等添付)		
・設計水頭 現地実測より求めた設計水頭の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・施設形状 現地実測より求めた浸透施設形状の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・対策量 雨水貯留浸透施設の対策量と完成施設対策量の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・流入部 流入高さ形状の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・排水部 排水高さ形状の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・土砂溜 目づまり対策施設の現地確認	<input type="checkbox"/>	
II. 雨水貯留施設の施工(平面図・断面図・構造図、施工写真を添付)		
・構造物 クラック、透水シート等の施工確認	<input type="checkbox"/>	
・構造物周辺 締め固め状況の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・施工写真 使用材料の確認	<input type="checkbox"/>	
III. 安全管理		
・点検施設 点検孔等の現地確認	<input type="checkbox"/>	
・看板等 看板設置の現地確認(施設の機能、管理者、連絡先)	<input type="checkbox"/>	

7. 審査基準

7.1 審査項目

雨水活用施設の審査項目は下記のとおりである。

- 1) 流出抑制目標の設定審査
- 2) 計画・設計審査
- 3) 施工・維持管理審査

(解説)

雨水活用施設の審査基準は、下記の技術指針等（以下「雨水協会指針等」と称す）に基づき審査する。具体的な審査項目、審査内容、提出書類については表 7-1 に示す。

- 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H18.9
- 雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H19.7
- 流域貯留施設等技術指針（案）（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H19.3
- 雨水貯留浸透施設製品便覧（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H17.8
- 雨水活用建築製品便覧（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H23.9
- 雨水貯留浸透施設技術評価認定基準（社団法人雨水貯留浸透技術協会）H17.9 改正
- プラスチック製雨水貯留浸透施設技術マニュアル（社団法人雨水貯留浸透技術協会・財団法人下水道新技術推進機構）H21.3

1) 流出抑制目標設定審査

事業地区の流出抑制目標が、行政指導対策量と比較してどの程度上回っているか把握し、周辺地域への貢献度を審査する。

2) 雨水活用施設の計画・設計審査

事業者が、雨水流出抑制及び雨水利用の計画・設計に際し、適切な手法で効果を算定しているかを審査する。

3) 雨水活用施設の施工・維持管理審査

事業者が、計画・設計に対して適切な施工を行い、かつ維持管理体制、内容が適格であるかを審査する。

表 7-1 審査項目・審査内容・提出書類 一覧表

審査項目	審査内容	提出書類等
1) 流出抑制目標設定審査 対象地区の流出抑制目標が周辺地域にどの程度貢献しているかを審査	1. 開発指導要綱等基準 開発地区自治体の流出抑制に係わる指導基準の把握	・ 開発指導要綱等
	2. 排水条件 開発地区の集水面積、土地利用、放流条件、計画対象降雨等、排水に係わる諸条件の把握	・ 集水面積図 ・ 土地利用図 ・ 流出係数算定表 ・ 放流先の現況流下能力図 ・ 降雨強度式
	3. 土壌の飽和透水係数 開発地区の土壌の飽和透水係数の把握	・ 浸透試験結果（協会実施） ・ 浸透適地マップ ・ 柱状図（地質・地下水位）
	4. 流出抑制目標設定 開発地区の流出抑制目標の設定	・ 基準×1.2～1.4 倍 ・ 基準×1.4～1.6 倍 ・ 基準×1.6 倍以上
2) 計画・設計審査 事業者が、雨水活用施設の計画・設計に際し、適切な手法で効果を算定しているかを審査	5. 必要対策量の算定手法 流出抑制評価手法の把握	・ 雨水排水計画書 ・ 雨水流出抑制施設計算書
	6. 流出抑制施設の配置計画 土地利用計画に適した流出抑制施設の配置	・ 雨水排水計画書 ・ 雨水流出抑制施設計算書
	7. 流出抑制効果の計算 流出抑制機能の発揮	・ 雨水排水計画書 ・ 雨水流出抑制施設計算書
	8. 雨水利用・緑地計画(任意) 雨水活用方法 緑地計画	・ 雨水利用計画書 ・ 緑地計画 ・ SEGES 申請（コピー）
3) 施工・維持管理審査 事業者が、計画・設計に対して適切な施工を行い、かつ維持管理体制、内容が適切であることを審査	9. 施工 施工手順、体制、安全対策の確認	・ 施工計画書
	10. 維持管理 流出抑制機能の発揮のための維持管理体制、内容の把握	・ 維持管理マニュアル

7.2 審査内容

雨水活用施設の審査内容は下記の 10 項目とする。

- 1) 開発指導要綱等基準
- 2) 排水条件
- 3) 土壌の飽和透水係数
- 4) 流出抑制目標設定
- 5) 必要対策量の算定手法
- 6) 流出抑制施設の配置計画
- 7) 流出抑制効果の計算
- 8) 雨水利用計画（任意）
- 9) 施工
- 10) 維持管理

（解説）

雨水活用施設の具体的な審査内容は、雨水協会指針等に基づき下記の 10 項目について指導を行い審査する。

1) 開発指導要綱等基準

本マニュアルでは、事業対象自治体の開発指導要綱等に準じた行政指導対策量を算定して、この行政指導対策量を上回る流出抑制施設を設置する場合に適格認証を与える制度である。従って、都市計画法第 29 条開発行為の許可に係わる開発許可申請図書の作成と同等の考え方で審査する。一方、開発指導要綱等基準は、自治体により様々な指導がなされているが、一般的に下記の 2 ケースの考え方があり、ここでは原則として対象自治体の考え方を踏襲する。

①1ha あたりの流出抑制量が規定されているケース。

②必要対策量を計算する条件となる計画降雨、流出係数、洪水到達時間、放流比流量等が規定され、計算によって流出抑制量を算定するケース。

2) 排水条件

事業対象地区の排水条件は、一般的に放流先河川・水路の現況流下能力、又は接続する下水道雨水本管の流下能力により規定されている。この放流先河川・水路等の現況流下能力（ m^3/s ）を現況流下能力算定地点上流の流域面積（ km^2 ）で除した値を放流比流量（ $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ ）と称す。適格認証の審査では、放流比流量の算定に至る算定根拠について審査する。なお、行政指導対策量が規定されている自治体では、あらかじめ放流比流量が設定され、洪水調節計算等を実施して必要対策量を算定している。

3) 土壌の飽和透水係数

土壌の飽和透水係数は、自治体による行政指導のものと今回実施する現地浸透試験結果（ボアホール定水法）に基づく飽和透水係数を比較検討してその適応性を審査する。

現地浸透試験から得られる試験施設の形状と湛水深に対応した終期浸透量をもとに、下式によって飽和透水係数を算定する（雨水協会指針等）。

$$k_o = Q_t / K_t$$

ここで、 k_o ：飽和透水係数（m/hr）

Q_t ：浸透試験での終期浸透量（ m^3/hr ）

K_t ：試験施設の比浸透量（ m^3 ）

4) 流出抑制目標設定

流出抑制目標は、自治体の行政指導対策量に対して、事業者の地域貢献度に応じて任意に設定する。但し、適格認証では、この目標値に対して下記のランク分けして認証を与える制度であり、適格認証施設となるよう本マニュアルに基づき指導し、行政指導を上回る優れた雨水活用施設に加点ポイントを与えた審査方法を適用している。

①適格施設A（適）判定

行政指導対策量の1.2倍～1.4倍未満の雨水活用施設で
加点ポイントがつかない施設

②適格良施設：AA（良）判定

行政指導対策量の1.4倍以上の雨水活用透施設で
加点ポイントを含めて、150点未満と評価された施設

③適格優良施設：AAA（優）判定

行政指導対策量の1.4倍以上の雨水活用施設で
加点ポイントにより150点以上と評価された施設

上記で算定する行政指導対策量は、1haあたりの貯留量を算定し、これを1時間降雨に換算して表すものとする。従って、事業者は、行政指導対策量を上回る流出抑制目標値を地域貢献やまちづくりの視点より、任意に設定することができる。適格認証は、行政指導対策量に対して、事業者が設定した目標値の割増率でランク分けをして審査するものである。

例えば、行政指導対策量が1haあたり $500m^3$ の場合、1時間降雨に換算すると50mmとなり、事業者は60mm以上の雨水貯留・浸透施設を設置すると、行政指導対策量の1.2倍となり、適格施設Aの対象として評価される。

5) 必要対策量の算定手法

事業対象地区の雨水流出抑制の必要対策量の算定手法は、雨水協会指針等に基づき、下記の簡便法により審査する。

$$V_i = (r_i - r_c/2 - F_c) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 1/360$$

ここに V_i : 調整池必要容量 (m³)

r_i : 降雨強度曲線上の任意の降雨継続時間 t_i に対応する降雨強度 (mm/hr)

r_c : 調整池下流の流下能力に対応する降雨強度 ($=360 \cdot Q_c / f \cdot A$) (mm/hr)

F_c : 調整池の流域面積に対応する平均浸透強度 ($=Q/10 \cdot f \cdot A$) (mm/hr)

A : 調整池の流域面積 (ha)

Q_c : 調整池下流の許容放流量 (m³/sec)

Q : 浸透施設の設計浸透量 (m³/hr)

必要対策量の算定手順を以下に示す。

①行政指導対策量の把握

上式により、雨水浸透強度を考慮しない必要対策量を求め、これを 1ha あたりの貯留量及び 1 時間降雨に換算する。

②雨水貯留施設で対策する場合

行政指導対策量に対し、事業者が設置可能な対策量を設定して基準対策量の倍率を算定する。

③雨水浸透施設で対策する場合

上式により、雨水浸透強度を考慮して必要対策量を求め、これを 1ha あたりの貯留量及び 1 時間降雨に換算する。この雨水浸透を考慮した行政指導対策量に対し、雨水浸透施設の空隙貯留量を加味して、事業者が設置可能な対策量を設定して基準対策量の倍率を算定する。なお、雨水浸透施設の空隙貯留量だけで必要対策量がまかなえる場合は、この時点で基準対策量の倍率を算定する。

【雨水浸透施設の設計浸透量の算定方法】

雨水浸透施設の平均浸透強度は、雨水協会基準に基づき下記による。

①単位設計浸透量の算定

雨水浸透施設の単位設計浸透量は、基準浸透量 (Q_f) に、各種影響係数 (C) を乗じて求めるものとする。

$$Q = C \times Q_f$$

ここに、 Q : 浸透施設の単位設計浸透量

Q_f : 浸透施設の基準浸透量

C : 各種影響係数 (一般的には 0.81)

②基準浸透量の算定式

施設の基準浸透量 Q_f は次式で算定する。

$$Q_f = Q_t / K_t \times K_f \\ = k_o \times K_f$$

ここで、 Q_f ：設置施設の基準浸透量（浸透施設1m、1個あるいは1m²当りのm³/hr）

Q_t ：試験施設の終期浸透量（m³/hr）

K_f ：設置施設の比浸透量（m²）

K_t ：試験施設の比浸透量（m²）

k_o ：土壌の飽和透水係数（m/hr）

③設計浸透量の算定式

設計浸透量は、浸透処理区毎に各施設の単位設計浸透量にその設置数量を乗じて、これらを合計することにより算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{設計浸透量 (m}^3/\text{hr)} = & \text{浸透ますの単位設計浸透量 (m}^3/\text{hr/個)} \times \text{浸透ますの個数 (個)} \\ & + \text{浸透トレンチの単位設計浸透量 (m}^3/\text{hr/m)} \times \text{浸透トレンチの長さ (m)} \\ & + \text{浸透側溝の単位設計浸透量 (m}^3/\text{hr/m)} \times \text{浸透側溝の長さ (m)} \\ & + \text{透水性舗装の単位設計浸透量 (m}^3/\text{hr/m}^2) \times \text{透水性舗装の面積 (m}^2) \\ & \quad \vdots \\ & \quad \vdots \end{aligned}$$

また、平均浸透強度は計画降雨に対してどの程度まで浸透できるのかを示し、浸透施設の効果を把握するのに有効な指標であり、設計浸透量を集水面積で除することにより次式で計算される。

$$\text{平均浸透強度 (mm/hr)} = \text{設計浸透量 (m}^3/\text{hr)} / (\text{集水面積 (ha)} \times 10)$$

6) 流出抑制施設の配置計画

流出抑制施設の配置計画は、雨水協会指針等に基づき以下のとおり審査する。

①雨水貯留施設

一般的な雨水貯留施設の配置計画は、事業地区の一番低い箇所に設置して排水先へは、オリフィスと放流管で接続する。本マニュアルでは、雨水貯留施設の底高と放流先の平常水位の関係を審査して、適切な流出抑制機能が発揮できるかを審査する。

②雨水浸透施設

雨水浸透施設の配置計画は、雨水協会指針等に基づき、設置数量の目安、設置場所の適用性、建物からの離隔、浸透施設間隔、斜面の安定等の知見より、適正な配置計画を指導して審査する。

7) 流出抑制効果の計算

雨水の流出抑制効果の計算は、事業対象地区の自治体での指導を踏襲した資料を作成して審査する。従って、自治体の開発申請の要求に応じて、厳密法による流出抑制効果を計算す

るケースもあり、事務局で指導対応する。

本マニュアルでは、雨水活用施設の流出抑制効果を1時間あたりの降雨強度に換算して審査評価する。例えば、行政指導基準が60mm/hrの事業地区で100mm対応の施設を設置した場合は、1時間に100mmの降雨があっても開発地区からの雨水流出が発生しないため、地域に貢献しているとして評価できる。また、100mmを下水道の排水面積で除した場合、下水道排水地区全体に対する事業地区の地域貢献度が定量化できる。

この考え方では、雨水活用施設が、雨水貯留又は雨水浸透施設併用の場合でも、必要対策量を1時間あたりの降雨強度に換算しているため、流出抑制効果を適格に審査できる。

8) 緑地計画と雨水利用計画（任意）

雨水利用計画は、開発申請とは別途扱いとなるが、事業対象地区で、雨水利用システムを取り入れた場合、加点ポイントとして評価するものである。従って、事業者は任意対応となり、地域貢献やまちづくりの視点より、本マニュアルに取り入れている。

加点ポイントとして、雨水の活用用途を重視したもので、施設規模の大小は考慮しないものとした。緑地の設置は雨水排水計画の範疇には入らないが緑地を設置することで雨水流出係数を低く抑えられ、又緑地の景観としても有益であると考えられ加点ポイントの対象とする。

①散水利用

事業地区で雨水の貯留水を植栽の散水及び車の洗浄等に活用しているシステムを加点条件とした。

②中水利用

事業地区で、雨水の貯留水をトイレの洗浄水及び防災用水等に活用するシステムを地域貢献という視点で加点条件とした。

③非常時利用

上記の他、非常において、近隣住民が貯留水を利用可能なシステムが構築されているかについて審査し加点条件とする。雨水の非常時利用は、地域の貢献度が高いシステムである。

④（財）都市緑化機構との連携

緑地を景観設計の一部として考え、（財）都市緑化機構で運営されている「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」に合せて申請している事業計画に対して加点条件とした。

9) 施工

雨水活用施設の施工については、施工計画書に基づき、雨水協会基準および雨水貯留浸透技術評価認定書等に基づき審査する。審査のポイントは、設計図に掲載されている雨水活用施設の規模及び材料等が適正かどうか確認する。さらに施工時において環境への配慮がなされているかについて確認する。

10) 維持管理

事業者より提出された維持管理マニュアルに基づき、管理体制、管理方法が適切であるかどうかを確認する。また、雨水浸透施設については、目づまり対策についても確認する。

8. 認証審査費用

認証審査費用は、事業規模に応じて設定する。

(解説)

適格認証に係わる費用は、表 8-1 とおりとする。事業規模（敷地面積）によって審査経費が異なる。なお、事業規模が 2.0ha を越えるものについては、別途調整する。

表 8-1 審査・認証費用一覧 ()内は更新費用 単位：円

事業規模 (敷地面積)	研修費	審査経費	認証登録 (更新)費	竣工後確認 費用	金額	消費税	計
0.1ha 以上 0.5ha 未満	50,000	100,000	100,000 (100,000)	50,000	300,000 (100,000)	15,000 (5,000)	315,000 (105,000)
0.5ha 以上 1.0ha 未満	50,000	250,000	100,000 (100,000)	100,000	500,000 (100,000)	25,000 (5,000)	525,000 (105,000)
1.0ha 以上 2.0ha 未満	50,000	400,000	100,000 (100,000)	150,000	700,000 (100,000)	35,000 (5,000)	735,000 (105,000)

※審査員・事務局の派遣費用は、別途実費請求となる。

1) 研修費

雨水活用施設の計画・設計・施工・維持管理の研修に係わる費用である。

2) 審査経費

事務局による提出図書のチェック等に係わる費用である。また、適格認証委員会費用も含まれる。

3) 認証登録（更新）費

適格認証の登録及び更新料で、認証書・認証ラベル等の費用である。また、雨水活用施設の概要（A4版）の作成費を含んでいる。

4) 竣工後確認費用

施工計画書及び維持管理マニュアルに基づき、原則として現地調査を行い、適正な施工の有無の確認と維持管理の確認を行う費用である。なお、現地審査員（2名分）の交通費、宿泊費等は別途に必要となる。

〈参考資料〉

1. 適格認証委員会名簿（案）

（平成 24 年 9 月現在）

委員長	学識経験者
委員	東京都建設局河川部計画課
委員	独立行政法人都市再生機構
委員	学識経験者
委員	学識経験者
委員	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会 常務理事
アドバイザー	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課

事務局	屋井 裕幸	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会技術第二部部长
事務局	益田 宗則	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会技術第二部次長
事務局	円山 敏男	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会技術第二部次長

注) 委員名簿は、平成 25 年 7 月 1 日現在検討中であり、予定している部署名等を記述

2. 対面審査実施要領

対面審査は、地域貢献や環境に配慮した雨水流出抑制及び雨水利用計画の内容・特長を自己チェックシート等の提出図書に基づき審査して、質疑・応答により改善点の指導を行うことを目的として実施する。

1) 審査実施体制と審査場所

対面審査は、雨水活用に関する技術のコンセプトや特長をアピールする機会であると同時に、施設の計画・設計の考え方を具体的に審査するものである。審査の実施体制及び審査場所等は、下記のとおりとする。

■受審側：2名～3名

- ・受審責任者：今回の審査に関し、受審者の代表者1名。
- ・担当者：今回の適格認証申請を担当し、認証の手続き等を行い、流出抑制の計画・設計を担当し、自己チェックシートと関連資料の説明者1名～2名。

■審査側：2名～3名

- ・審査責任者：今回の審査に関し、事務局の代表者1名。
- ・担当者：今回の適格認証の提出図書をチェックして疑問点や改善点等を審査した担当者1名～2名。

■審査場所：公益社団法人雨水貯留浸透技術協会会議室を原則とする。なお、対面審査後に事務局で、審査対象地区の現地確認を実施する場合がある。

2) 審査の内容

審査の内容及び時間配分は、下記を目安とする（表2-1参照）。

①オープニングミーティング（10分程度）

事務局より出席者の紹介と審査内容の説明等を行う。

②事業概要説明（30分程度）

受審側より、当該事業の背景と概要について説明する。

③受審責任者からの聞き取り（20分程度）

当該事業について地域貢献や環境に配慮した流出抑制及び雨水利用計画のコンセプト・特長について説明する。具体的な事務局からの質問項目は次の3項目とする。

- 流出抑制対策及び雨水利用計画に関する当該事業の特長、優秀性
- 雨水の流出抑制対策及び雨水利用計画が周辺環境や地域社会へ与える貢献度
- 都市開発事業者としての基本姿勢（CSRとしての観点等）

④質疑・応答（60分程度）

自己チェックシート等の提出図書に基づき、事前に配布した事務局からの指摘事項に対する質疑・応答を行って改善点を確認する。

表 2-1 対面審査スケジュール（例）

時刻	内容／（受審者側出席者）	項目
14：00 （10分）	オープニングミーティング ／（受審責任者を含む関係者全員）	・ 審査側挨拶、出席者紹介 ・ 審査内容説明
14：10 （30分）	事業概要説明 ／（受審責任者）	・ 事業概要説明
14：40分 （20分）	受審責任者からの聞き取り ／（受審責任者・担当者）	・ 計画の理念・コンセプト、特長等
15：00 （60分）	質疑・応答／（担当者他）	・ 自己チェックシート・関連資料
16：00 （10分）	クロージングミーティング ／（受審責任者・担当者他）	・ 改善点等の確認 ・ 審査側による今後の予定

3. 適格認証提出書類チェックシート

雨水活用施設				
適格認証提出書類チェックシート (事業者用)				
番号	提出書類	提出書類名	内容	書類
1	<input type="checkbox"/>	審査申込書（様式-1）	事業者登録・事業登録	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	事前調査書（様式-2）	事業内容	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	自己チェックシート（様式-3）	雨水貯留・浸透・利用施設の自己確認	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	雨水排水計画書（一式）	雨水排水の計画・設計に係わる資料一式	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	雨水流出抑制施設計算書	開発申請する雨水流出抑制計画書	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	雨水利用計画書	雨水の利用に関する計画書	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>	ボーリング柱状図	事業地区の地質状況	<input type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/>	雨水排水計画平面図	事業地区の排水系統、排水先のわかるもの	<input type="checkbox"/>
9	<input type="checkbox"/>	雨水排水計画断面図	事業地区の高低のわかるもの	<input type="checkbox"/>
10	<input type="checkbox"/>	雨水活用施設の標準断面・数量	雨水活用施設の形状と設置規模	<input type="checkbox"/>
11	<input type="checkbox"/>	建物立面図	事業地区の建物	<input type="checkbox"/>
12	<input type="checkbox"/>	現況写真	事業地区周辺の現況写真	<input type="checkbox"/>
13	<input type="checkbox"/>	事業計画パンフレット等	事業パンフレット等	<input type="checkbox"/>
14	<input type="checkbox"/>	施工計画書	施工の安全性と施工手順等に関する資料	<input type="checkbox"/>
15	<input type="checkbox"/>	維持管理マニュアル	機能の維持に関する体制、基本姿勢資料	<input type="checkbox"/>
16	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
17	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
18	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
19	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
20	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
21	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
22	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
23	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
24	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
25	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
26	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
27	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
28	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
29	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
30	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
31	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
32	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
33	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
34	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
35	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
36	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
37	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
38	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
39	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
40	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
41	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
42	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
43	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

